

※申請する項目
 新入学学用品費
 新入学学用品費以外

年度就学援助申請書

就学援助費の支給を希望しますので、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

住所

申請者(保護者)

電話

今年の1月1日時点の居住地

(新入学学用品費の場合昨年の1月1日)

 遠賀町(家族全員・一部)

世帯構成	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	学校名および就労等	学年	対象児童
	年齢・学年等は申請年度4月1日時点の状況を記入してください。						
	申請者	年
		年
		年
		年
		年
		年
		年
		年
		年
		年

世帯状況 ひとり親家庭 単身赴任の家族あり 遠賀町に住民票のない扶養家族あり()住居 持家 借家、アパート等(家賃1ヶ月) 円 ※共益費・駐車場代は含みません
※家賃の分かるものの写しを添付してください。添付のない場合は家賃0円とみなします。

保護を必要とする理由(申請理由)

経済的に困窮しているため 生活保護の停止または廃止のため
その他(具体的に記入)

※口座名義人は申請者氏名でお願いします。

振込先	金融機関名	店名	口座の種別
	フリガナ	口座番号	
	口座名義人		

誓約・同意事項	① 本申請書のとおり関係書類を添えて申請します。なお、私の世帯の世帯状況・所得状況等について学校教育課が調査することに同意します。
	② 就学援助費の過誤受領等の場合は、教育委員会の指示に従って速やかに返納します。
	③ 就学援助認定後は就学援助費の請求・受領・返納に関する一切の権限を遠賀町教育委員会学校教育課長に委任します。
	④ 就学援助の対象になっている給食費・校納金・修学旅行費について滞納しません。滞納が発生した場合は新入学学用品費を除く全ての就学援助支給が学校取扱い(学校を経由し充当)となつても異存ありません。
	⑤ 給食費について、申請者への扶助額は保護者実質負担額を上限とし、遠賀町が負担する保護者負担軽減分については、就学援助費から学校給食会計に支払いが行われることに同意します。
	⑥ 新入学学用品費に関して下記の事項に該当した場合は新入学学用品費を遠賀町教育委員会へ返還することを誓約します。 ○遠賀町立小中学校、または福岡県立小中学校以外の学校へ入学した場合。 ○生活保護認定をうけ教育扶助費(新入学学用品費)の支給をうけた場合。
	年 月 日
署名	